

日立労働基準監督署長が日立労働基準協会会長に要請

～建設業における時間外労働の上限規制に向け、
適切な工期の設定等について～

令和5年8月24日



(左)：狩野署長

(右)：(一社)日立労働基準協会 椎名会長

日立労働基準監督署（署長 狩野直美）は、令和5年8月24日、来年度から建設業に適用される時間外労働の上限規制が円滑に実施されるよう一般社団法人日立労働基準協会会長に会員企業への周知を要請しました。

要請の内容は「発注者は工期ダンピング（著しく短い工期での請負契約）をやめて、適正な工期の設定等を行いましょう。」というものです。

建設業は受注産業であるため、個々の事業主の努力だけでは労働時間の削減が困難な場合があります。そのため、発注者の皆様におかれましては、適切な工期の設定等にご配慮をお願いいたします。

日立労働基準監督署では、引き続き、各団体と連携し、法改正の周知に努めてまいります。

日立労働基準監督署 第一方面
電話：0294-22-5187